

II 一般口演における倫理的配慮について

1. 発表者がすべき倫理的配慮について

① 介入研究、疫学研究については、発表者の所属の倫理委員会における承認が必要です。

所属機関に倫理審査委員会がない場合は、当学会倫理委員会研究倫理審査部に、研究を開始する前に研究倫理審査を依頼することが出来ます。ただし、すでに研究を終了したもの、すでに発表演題が完成しているものなどを審査することは出来ません。観察研究については所属機関により取り扱いが異なりますので、所属機関の規則に準じてください。なお、所属機関の倫理審査委員会の承認を得た研究であっても、その内容によっては承認申請書あるいは承認番号などの提出を求められることがあります。

また、観察研究など症例報告に関しても、できるだけ倫理審査委員会の承認を得て、発表方法（匿名性の保持、個人情報流出防止など）等についても審査を受けて下さい。

倫理審査を受審している場合には、その旨を抄録に記載して下さい。

② 症例提示を含む場合は、患者本人あるいは代諾者から同意を得てください。

年齢や病状により本人のみでは同意能力がないとみなされる場合、患者の最大の利益を確保しつつ、代諾者から同意を得てください。また、本人のみでは同意能力がないと見なされる場合にも、患者の理解能力に応じて説明し、可能な範囲で患者本人の理解を得るように努めてください。本人の拒否の意思が確認できる場合には、発表は許容されません。

同意を得ることが困難であるが学術研究上発表する意義があると考えられる場合には、その旨を学会事務局に申し出てください。プログラム委員会、倫理委員会において演題採用の可否も含めて検討いたします。

また、抄録に記載する際に個人が特定されないよう以下の点について配慮をしなければなりません。同意を取得し、匿名性へ配慮したことについては必ず抄録の中に記載するようにしてください。また発表時に使用する資料についても同様の配慮をしてください。

創作事例であっても、第3者から特定の症例が推測できる場合があります。その場合、創作事例とはいえませんので、本人や代諾者の同意を得る必要があります。

【患者の氏名等】

患者個人の特定が可能な氏名、カルテ番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しないでください。

【患者の居住地】

患者の特定につながる居住地の記載はしないでください。固有名詞を使用する場合は、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：福岡県博多市の場合、F県H市と記載するのではなく、A県B市と記載します）。

【日付】

日付は、原則として初診時をX年とし、X-3年、X+2年などと記載してください。

【患者の生活歴および家族歴】

患者の生活歴、現病歴および家族歴に関する情報を記載する際には、患者を特定することのできないよう十分に配慮し、病態の本質と関係のない箇所を適宜変更してください。固有名詞に関しては、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：徳島高校と関東大学を卒業した場合、T高校とK大学を卒業と記載するのではなく、A高校とB大学を卒業と記載します）。

【患者が診断・治療を受けた施設名等】

他院で診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地は記載しないでください。

【患者の顔写真やビデオ、音声等】

本人の顔写真やビデオ、音声等の使用は、可能な限り避けてください。どうしても発表に必要な場合は、本人や代諾者に文書で同意を得た上で、使用部位を最小限に抑え、目線を入れ、解像度をぼやかせる等の画像加工や音声加工などの手法により、個人が同定されるリスクを最大限回避してください。また、オンライン開催の場合には原則として、患者本人の画像や音声の使用は避けてください。

③ 発表演題に関連した利益相反について明示して下さい。

④ 他者の著作物（音楽、写真、映像、等）を、許可なく使用しないでください。

引用する場合は、引用対象著作物が、既に公表されている著作物であること、明瞭区別性（自身の著作物と引用対象著作物が、明瞭に区別されていること）、主従関係（自身の著作物が「主」であり、引用対象著作物が「従」であること）を確認した上で、「出所の明示」をしてください。

2. 総会事務局へのお願い

個人情報の流出を防ぎ、発表者の知的所有権を確保するため、録音、カメラ・ビデオ撮影を禁止する旨を会場内（オンライン開催であればWEB内）に表示してください。

インターネットやソーシャルネットワーク等に、知り得た個人情報を書き込まないように、呼びかけてください。